

兵庫県公報

令和5年11月6日 月曜日 第462号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

告 示	ページ
○ 県営土地改良事業の緊急防災工事計画の決定及び関係書類の縦覧（農地整備課）	1
○ 保安林の指定（治山課）	1
○ 同 上（同）	2
○ 同 上（同）	2
○ 同 上（同）	3
○ 同 上（同）	3
○ 同 上（同）	3
○ 同 上（同）	4
○ 同 上（同）	4
○ 同 上（同）	5
○ 同 上（同）	5
○ 同 上（同）	5
○ 総合治水条例に基づく指定貯水施設の指定（但馬県民局）	6
○ 放置違反金の収納事務の委託（警察本部交通指導課）	6
公 告	
○ 随意契約の相手方等の公示（税務課）	7
○ 令和5年度兵庫県薬事功労者表彰（薬務課）	7

告 示

兵庫県告示第1106号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の4第1項の規定により、次の県営土地改良事業を行うため、緊急防災工事計画を令和5年10月20日に定めたので、緊急防災工事計画書の写しを縦覧に供する。

この計画について不服がある場合には、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、兵庫県知事に対して審査請求をすること、及びこの計画を定めたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、神戸地方裁判所に対し、兵庫県を被告として、この計画の取消しの訴えを提起することができる。

なお、審査請求のみをした場合には、この計画の取消しの訴えは、その審査請求に係る裁決書を受け取った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。

令和5年11月6日

兵庫県知事 齋藤元彦

事業名	地区名	縦覧の期間	縦覧の場所
農村地域防災減災事業	千代田池地区	令和5年11月6日から 同 月27日まで	丹波市役所

兵庫県告示第1107号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和5年11月6日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 保安林の所在場所
豊岡市竹野町坊岡字葛又785、字峠谷806、806の1

- 2 指定の目的
水源の涵養
 - 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農林水産部治山課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び豊岡市役所に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第1108号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和5年11月6日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 保安林の所在場所
美方郡香美町村岡区村岡字空山3529の1
 - 2 指定の目的
水源の涵養
 - 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農林水産部治山課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び美方郡香美町役場に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第1109号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和5年11月6日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 保安林の所在場所
美方郡香美町香住区畑ミダノコ山752の12、752の14から752の17まで
 - 2 指定の目的
水源の涵養
 - 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農林水産部治山課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び美方郡香美町役場に備え置いて縦覧に供する。)

兵庫県告示第1110号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和5年11月6日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 保安林の所在場所
美方郡香美町香住区相谷字二又554の9、554の13、554の17、554の46、554の89、554の138、554の139
- 2 指定の目的
水源の涵養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農林水産部治山課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び美方郡香美町役場に備え置いて縦覧に供する。）

兵庫県告示第1111号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和5年11月6日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 保安林の所在場所
美方郡新温泉町境字向山6の2、7、7の1、字大空谷8の1、8の2、字空山25、25の1
- 2 指定の目的
水源の涵養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農林水産部治山課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び美方郡新温泉町役場に備え置いて縦覧に供する。）

兵庫県告示第1112号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和5年11月6日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 保安林の所在場所
宍粟市千種町岩野辺字高谷881の12・881の18（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、880、881の5から881の7まで、881の9、881の10、881の15、881の23、881の25、881の28、881の30、881の31、881の33、881の38、882から892まで
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

宇高谷881の6・881の38・888から892まで（以上7筆について次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農林水産部治山課、西播磨県民局光都農林振興事務所及び宍粟市役所に備え置いて縦覧に供する。）



兵庫県告示第1113号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和5年11月6日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 保安林の所在場所

美方郡香美町香住区隼人字金谷386・字ムクン谷459の1・字蛇谷527の1（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）、字ヲチン谷469の1、字ミノフ517の6、517の9、字黍ヶ谷583

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農林水産部治山課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び美方郡香美町役場に備え置いて縦覧に供する。）



兵庫県告示第1114号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和5年11月6日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 保安林の所在場所

美方郡香美町香住区隼人字タリウ97の1、97の5

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農林水産部治山課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び美方郡香美町役場に備え置いて縦覧に供する。）



兵庫県告示第1115号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和5年11月6日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 保安林の所在場所
美方郡香美町香住区八原字下幸谷758の1
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農林水産部治山課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び美方郡香美町役場に備え置いて縦覧に供する。）



兵庫県告示第1116号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和5年11月6日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 保安林の所在場所
美方郡新温泉町春来字古道575の3、字横尾578の3、578の8、578の31
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農林水産部治山課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び美方郡新温泉町役場に備え置いて縦覧に供する。）



兵庫県告示第1117号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和5年11月6日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 保安林の所在場所
美方郡新温泉町越坂字五軒林786、791、792、字勝負町793、810、830、字駒返923、928の1
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農林水産部治山課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び美方郡新温泉町役場に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第1118号

総合治水条例（平成24年兵庫県条例第20号）第27条第1項の規定により、指定貯水施設を次のとおり指定する。

令和5年11月6日

兵庫県但馬県民局長 多田欣也

1 指定する貯水施設の所在地

美方郡新温泉町春来字タチャ1366番6

2 指定する貯水施設の管理者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

名称	住所	代表者の氏名
タチャ池	美方郡新温泉町春来70番1	小谷和信

3 指定する理由

但馬地域内岸田川流域における流域対策として、特に必要があると認められるため。



兵庫県告示第1119号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第51条の16の規定により、令和5年11月1日付けで次のとおり放置違反金の収納事務について委託することを決定したので、道路交通法施行令（昭和35年政令第270号）第17条の8及び財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）第49条第1項の規定により公示する。

令和5年11月6日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 委託期間

令和5年11月1日から令和7年12月31日までの間

2 委託した事務並びに受託した者の名称及び所在地

(1) 放置違反金の収納の取りまとめに関する事務を受託する者

名称	所在地
株式会社電算システム	岐阜市日置江1丁目58番地

(2) 直営店及び加盟店における放置違反金の収納に関する事務を受託する者

名称	所在地
株式会社セブン-イレブン・ジャパン	東京都千代田区二番町8番地8
株式会社ローソン	東京都品川区大崎一丁目11番2号
株式会社ファミリーマート	東京都豊島区東池袋三丁目1番1号
山崎製パン株式会社	東京都千代田区岩本町3丁目10番1号
ミニストップ株式会社	東京都千代田区神田錦町1丁目1番地

株式会社ポプラ	広島市安佐北区安佐町大字久地665番地の1
株式会社セイコーマート	札幌市中央区南9条西5丁目421番地
株式会社しんきん情報サービス	東京都港区港南1丁目8番27号
ピリングシステム株式会社	東京都千代田区内幸町1丁目1番1号
株式会社みずほ銀行	東京都千代田区大手町1丁目5番5号
株式会社NTTドコモ	東京都千代田区永田町2丁目11番11号
LINE Pay株式会社	東京都品川区西品川1丁目1番1号
PayPay株式会社	東京都港区虎ノ門4丁目1番1号
楽天銀行株式会社	東京都港区港南2丁目16番5号
株式会社ゆうちょ銀行	東京都千代田区大手町2丁目3番1号

3 収納の手続等

収納受託者は、放置違反金を収納したときは、納入義務者等に領収書を交付するものとする。

公 告

随意契約の相手方等の公示

WT〇に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の随意契約の相手方等について、次のとおり公示する。

令和5年11月6日

契約担当者

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 随意契約に係る物品等又は役務の名称及び数量
兵庫県税務システム修正開発業務委託(3) 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
兵庫県財務部税務課 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
令和5年9月19日
- 4 随意契約の相手方の名称及び住所
日本電気株式会社神戸支社 神戸市中央区東町126番地
- 5 随意契約に係る契約金額
59,449,500円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約をした理由
政府調達に関する協定第13条第1項(b)及び(c)による。



令和5年度兵庫県薬事功労者表彰

表彰規則(昭和38年兵庫県規則第80号)第2条第4号の規定により、令和5年10月19日に次の者を表彰した。

令和5年11月6日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 氏名及び住所

縣	俊 孝	宍粟市
石川	敬 子	神戸市中央区
入江	俊 彦	大阪府茨木市
垣屋	公 子	神戸市北区
河野	和 行	神戸市中央区
小玉	博 一	丹波市氷上町
五嶋	淳 夫	姫路市

須田千世	神戸市東灘区
田浦稔康	南あわじ市
寺田晋一郎	赤穂市
藤田佳典	多可郡多可町
堀池夕美	神戸市長田区
松井真理子	西宮市

2 功績内容

永年にわたり薬事衛生業務に従事し、県民の保健衛生の向上に多大の貢献をした。